

①都道府県	②市町村名	II 平成30年度準要保護認定基準																				III 就学援助率										
		(1) 平成30年度当初における準要保護の認定基準 (該当するもの全てに○)																		(2) ソ、タ、チを選択した場合				(3) ツに○をし		(4) (2)(3)の補足	(5) テの内容	(1) 平成29年度	(2) 平成30年度			
		ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村民税の非課税	ウ. 市区町村民税の減免	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険料の減免または徴収の猶予	カ. 児童扶養手当の支給	キ. 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク. P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ. 個人の事業税の減免	コ. 固定資産税の減免	サ. 学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由な理由が多い者	シ. 経済的な理由による欠席日数が多い者	ス. 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ. 生活福祉資金による貸付け	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定める)	チ. 特別支援教育費の需要に一定の係数を掛けたもの	ツ. 市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	テ. その他(内容を記入し)	倍数(倍率)	基準根拠			目安額(年額)					係数(倍率)倍	目安額(年額)万円	
該当団体数	179	132	133	130	123	127	133	96	73	115	121	84	77	88	98	121	28	17	1	22	166	166	166	166	167	1	1	38	23	179	179	
北海道	札幌市	○	○	○			○			○					○						1.1	その他	25	4	309			・倍率：一般限度額(借家)は1.10倍、特別限度額(住宅所有)の場合は1.05倍 ・課税所得等の分類：給与収入(税引き前)を使用。ただし自営業等の事業所得がある世帯については所得額を用いる。 ・目安額：特別限度額(住宅所有)の場合は295万円		20%未滿	20%未滿	
北海道	函館市	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○					○	1.3	その他	29	4	438			課税所得等の分類は、総収入額としている	被災、保護者離職等教育委員会が特に援助が必要と認めるもの	35%未滿	35%未滿	
北海道	小樽市	○	○	○	○	○	○			○	○				○						1.3	その他	25	4	414			平成25年度4月1日生活保護基準額		30%未滿	30%未滿	
北海道	旭川市	○	○	○												○				○	1.28	その他	29	4	422			給与収入(支払金額)	失職、離職、病気で働けない、事業を廃棄した等の理由で収入が大幅に減少し、平成30年中の世帯の総収入額が本市の定める計算方法で基準額以下となる場合(申請受付期間は7-11月)	25%未滿	25%未滿	
北海道	室蘭市																				1.3	課税所得	29	12	358						20%未滿	20%未滿
北海道	釧路市																				1.2	総所得(諸控除前)	25	4	362						30%未滿	30%未滿
北海道	帯広市	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○					1.3	その他	25	4	290			給与所得者の場合は市町村民税課税台帳上の収入金額、給与所得者以外の場合は市町村民税課税台帳上の所得金額に所得税法第28条に基づく当該給与所得控除額に相当する額を加算して得た額		25%未滿	25%未滿	
北海道	北見市	○	○	○	○	○	○	○		○	○					○					1.29	その他	24	12	371			課税所得等の分類→給与収入額(営業所得・農業所得については、所得額を給与収入額に換算し判定している)		25%未滿	25%未滿	
北海道	夕張市																				1.1	その他	24	4	292			世帯構成員の収入合計額(養育費等を含む)が、生活保護法第8条の規定する基準需要額(平成24年4月改定)に100分の110を乗じて得た額に満たない世帯としている		15%未滿	20%未滿	
北海道	岩見沢市															○					1.25	総所得(諸控除前)	25	4	372						20%未滿	20%未滿
北海道	網走市	○	○	○	○	○	○	○	○						○										325			経済的理由により、学用品等の購入が困難なもの		25%未滿	25%未滿	
北海道	留萌市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3	総所得(諸控除前)	25	4	389						20%未滿	25%未滿
北海道	苫小牧市																				1.3	総所得(諸控除前)	25	4	350						20%未滿	20%未滿
北海道	稚内市	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○					1.3	総所得(諸控除前)	25	4	385						20%未滿	20%未滿
北海道	美唄市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.15	その他	25	4	382			給与収入(税引き前)		25%未滿	25%未滿	
北海道	芦別市															○					1.3	総所得(諸控除前)	29	4	377						20%未滿	20%未滿

①都道府県	②市町村名	II 平成30年度準要保護認定基準																	III 就学援助率														
		(1) 平成30年度当初における準要保護の認定基準(該当するもの全てに○)																	(2) ソ、タ、チを選択した場合			(3) ツに○をし		(4) (2)(3)の補足	(5) テの内容	(1) 平成29年度	(2) 平成30年度						
		ア.生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ.市区町村民税の非課税	ウ.市区町村民税の減免	エ.国民年金保険料の免除	オ.国民健康保険料の減免または徴収の猶予	カ.児童扶養手当の支給	キ.保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク.P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ.個人の事業税の減免	コ.固定資産税の減免	サ.学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自	シ.経済的な理由による欠席日数が多い者	ス.保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ.生活福祉資金による貸付け	ソ.生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変	タ.生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変	チ.特別支援教育(所得割又は均等割)課税に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの	ツ.市区町村民税(所得割又は均等割)課税に記入し	テ.その他(内容を(5)に記入してください。)	倍数(倍率)	基準根拠						目安額(年額)	係数(倍率)倍	目安額(年額)万円			
北海道	江別市		○	○	○	○			○	○											1.2	その他	25	4	430			・給与収入・公的年金に係る収入・上記以外の所得課税対象収入			25%未滿	20%未滿	
北海道	赤平市																					1.5	総所得(諸控除前)	30	4	328						30%未滿	30%未滿
北海道	紋別市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		1.3	総所得(諸控除前)	25	4	366			平成25年度当初の生活保護基準額を使用			30%未滿	30%未滿
北海道	士別市	○	○	○	○	○	○		○	○												1.4	その他	29	12	362			給与収入(税引き前)			20%未滿	20%未滿
北海道	名寄市																					1.3	その他	24	4	335			課税所得等の分類:給与収入(税引き前) 基準額の時期:平成24年度の基準を使用			20%未滿	15%未滿
北海道	三笠市																					1.3	課税所得	29	4	350						25%未滿	25%未滿
北海道	根室市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		1.5	総所得(諸控除前)	24	4	378			申請理由未記入で必要書類のみ提出している者の内、基準を満たしている者			15%未滿	15%未滿
北海道	千歳市	○	○	○	○	○	○	○	○	○												1.1	総所得(諸控除前)	25	4	295			車所有の場合は1.05倍			20%未滿	20%未滿
北海道	滝川市																					1.3	総所得(諸控除前)	29	4	360						25%未滿	20%未滿
北海道	砂川市	○	○	○	○	○	○	○	○	○												1.3	総所得(諸控除前)	25	4	400						25%未滿	20%未滿
北海道	歌志内市	○	○	○	○	○	○	○	○	○												1.2	総所得(諸控除前)	30	4	357			生活更正資金の貸付、特別支援学級に在籍、砂川市言葉の教室に通級			35%未滿	35%未滿
北海道	深川市																					1.3	総所得(諸控除前)	25	4	370						20%未滿	20%未滿
北海道	富良野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○												1.3	総所得(諸控除前)	29	4	323						25%未滿	25%未滿
北海道	登別市																					1.3	総所得(諸控除前)	29	4	420						25%未滿	25%未滿
北海道	恵庭市																					1.4	総所得(諸控除前)	29	4	440						20%未滿	20%未滿
北海道	伊達市																					1.3	課税所得	29	4	282						20%未滿	20%未滿
北海道	北広島市																					1.3	総所得(諸控除前)	25	4	411			「その他教育長が特に必要と認める者」として、次に掲げる要件全てを満たす者を対象としている。 (1) 世帯の構成員のいずれかが雇用保険に加入している職から失業した世帯又は病気、資金カット等の事情により収入が前年と比較して3割以上減少すると見込まれる世帯。なお、この場合、前年との比較は、認定を受けようとする月の属する年の1月から12月の収入(認定を受けようとする月が1月から3月までの場合は、その前年の1月から12月の収入)の推計(以下「推計収入」という。)とその前年の確定した収入との比較とする。 (2) 推計収入が実施要綱第3条に規定する認定するための基準を満たないと認められる世帯。			25%未滿	25%未滿

		II 平成30年度準要保護認定基準																	III 就学援助率													
		(1) 平成30年度当初における準要保護の認定基準 (該当するもの全てに○)															(2) ソ、タ、チを選択した場合			(3) ツに○をし				(1) 平成29年度	(2) 平成30年度							
①都道府県	②市町村名	ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村民税の非課税	ウ. 市区町村民税の減免	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険料の減免または徴収の猶予	カ. 児童扶養手当の支給	キ. 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク. P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ. 個人の事業税の減免	コ. 固定資産税の減免	サ. 学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自	シ. 経済的な理由による欠席日数が多い者	ス. 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ. 生活福祉資金による貸付け	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変動すると自動的に要件が変	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めたもの)	チ. 特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの	ツ. 市区町村民税(所得割)課税又は均等に記入し最低限度額に一定の係数を掛けたもの	テ. その他(内容を(5)に記入してください。)	係数(倍率)	基準根拠			目安額(年額)	係数(倍率)倍	目安額(年額)万円	(4) (2) (3)の補足		(5) テの内容	(1) 平成29年度	(2) 平成30年度
		倍	年	月	万円	倍	万円	課税所得等の分類																								
北海道	石狩市	○	○	○	○	○	○		○	○										1.4	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	24	12	394						25%未満	25%未満	
北海道	北斗市																			1.3	総所得(諸控除前)	25	4	335						15%未満	15%未満	
北海道	当別町	○	○	○	○	○	○		○	○										1.3	総所得(諸控除前)	25	8	307						20%未満	20%未満	
北海道	新篠津村	○	○	○	○	○	○		○	○										1.3	その他	25	8	296	課税所得等の分類：前年収入(給与収入、公的年金収入、農業収入、雑収入などの合計額)					15%未満	10%未満	
北海道	松前町																			1.29	その他	28	4	283	「基準根拠」「課税所得等の分類」については、給与収入。					25%未満	25%未満	
北海道	福島町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	総所得(諸控除前)	30	4	261	申請年度の生活保護基準に係数1.3を乗じたものと、申請年度の所得額を12で除したものを比較					35%未満	20%未満	
北海道	知内町	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	総所得(諸控除前)	24	12	342						15%未満	15%未満	
北海道	木古内町																			1.3	課税所得	29	12	211						15%未満	15%未満	
北海道	七飯町																			1.3	課税所得	25	7	336						20%未満	20%未満	
北海道	鹿部町	○	○	○	○	○	○		○											1.3	総所得(税引き前)	27	4	351						10%未満	10%未満	
北海道	森町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得	29	12	320						20%未満	25%未満	
北海道	八雲町																			1.1	総所得(諸控除前)	25	7	316	平成25年8月の生活扶助基準見直し前の基準					10%未満	10%未満	
北海道	長万部町																			1.1	総所得(諸控除前)	24	4	307						15%未満	10%未満	
北海道	江差町																			1.1	総所得(諸控除前)	25	7	250						25%未満	25%未満	
北海道	上ノ国町																			1.1	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	24	12	260						20%未満	20%未満	
北海道	厚沢部町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.2	課税所得	30	1	298						15%未満	15%未満	
北海道	乙部町	○						○				○	○	○	○	○	○	○	○	1	課税所得	29	12	218						20%未満	25%未満	
北海道	奥尻町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	総所得(諸控除前)	29	12	291						15%未満	15%未満	
北海道	今金町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	課税所得	29	4	232						15%未満	15%未満	
北海道	せたな町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.1	課税所得	25	7	430						20%未満	25%未満	
北海道	島牧村																			1.35	総所得(諸控除前)	29	6	394						15%未満	15%未満	
北海道	寿都町																			1.05	課税所得	24	12	240						20%未満	20%未満	
北海道	黒松内町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	24	12	246						20%未満	20%未満	
北海道	蘭越町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得	30	4	284						10%未満	10%未満	
北海道	ニセコ町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.1	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	24	12	260						20%未満	20%未満	
北海道	真狩村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	24	12	320	倍率1.30 基準根拠 課税所得 前年度 目安額(年額) 320万円					5%未満	10%未満	

①都道府県	②市町村名	II 平成30年度準要保護認定基準																	III 就学援助率											
		(1) 平成30年度当初における準要保護の認定基準 (該当するもの全てに○)																	(2) ソ、タ、チを選択した場合			(3) ツに○をし			(4) (2)(3)の補足	(1) 平成 29年度	(2) 平成 30年度			
		ア. 生活 保護法に 基づく保 護の停止 または廃 止	イ. 市区 町村民税 の非課税	ウ. 市区 町村民税 の減免	エ. 国民 年金保険 料の免除	オ. 国民 健康保険 料の減免 または徴 収の猶予	カ. 児童 扶養手当 の支給	キ. 保護 者が職業 安定所登 録日雇労 働者	ク. P・ T・A会 費、学級 費等の学 校納付金 の減免が 行なわれ ている者	ケ. 個人 の事業税 の減免	コ. 固定 資産税の 減免	サ. 学校 納付金の 納付状態 の悪い者 、昼食、 被服等 が悪い者 または 学用品、 通学用品 等に不自 自	シ. 経済 的な理由 による欠 席日数が 多い者	ス. 保護 者の職業 が不安定 で、生活 状態が悪 いと認め られる者	セ. 生活 福祉資金 による貸 付け	ソ. 生活 保護の基 準額に一 定の係数 を掛けた もの(生 活保護の 基準額が 変わると 自動的に 要件が変 化するも の)	タ. 生活 保護の基 準額に一 定の係数 を掛けた もの(生 活保護の 基準額を 参照して 額を定め ているも の)	チ. 特別 支援教育 就学奨励 費の必要 額測定に 用いる保 護基準 額、又は 同基準額 に一定の 係数を掛 けたもの	ツ. 市区 町村民税 (所得割 又は均等 割)課税 最低限度 額に一定 の係数を 掛けたもの	テ. その他 (内容を 記入し てくださ い。)	倍数 (倍率)	基準根拠						目安額 (年額)	係数 (倍率) 倍	目安額 (年額) 万円
		倍			課税所得等の 分類			年	月	万円																				
北海道	留寿都村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	特別支援教育 就学奨励費の 必要額測定に 用いる保護基 準額	24	12	318				20%未満	15%未満	
北海道	喜茂別町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									10%未満	10%未満	
北海道	京極町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.2	総所得(諸控 除前)	30	4	285				10%未満	15%未満	
北海道	倶知安町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.2	課税所得	30	4	267				20%未満	20%未満	
北海道	共和町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	総所得(諸控 除前)	30	6	296				15%未満	15%未満	
北海道	岩内町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.2	課税所得	24	4	322				35%未満	35%未満	
北海道	泊村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.2	総所得(諸控 除前)	30	4	283				20%未満	20%未満	
北海道	神恵内村																			1.3	課税所得	30	3	235				25%未満	25%未満	
北海道	横丹町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								PTA会費、学級費等、学校納付金の減免を受けている者で 生活状態が特に悪いと認められる者、世帯更生資金の貸付 を受けている者	20%未満	15%未満	
北海道	古平町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.2	総所得(諸控 除前)	25	8	287				40%未満	40%未満	
北海道	仁木町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	特別支援教育 就学奨励費の 必要額測定に 用いる保護基 準額	24	12	319				20%未満	25%未満	
北海道	余市町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.1	総所得(諸控 除前)	25	4	311				30%未満	30%未満	
北海道	赤井川村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.2	課税所得	29	6	278				20%未満	15%未満	
北海道	南幌町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得	29	4	340			世帯全員の収入合計(パート・年金収入含む)から、社会 保険料、所得税、道・町民税、勤労控除を差し引いたもの	25%未満	20%未満	
北海道	奈井江町																			1.3	その他	24	4	335			給与収入(税引き前)・平成24年度	25%未満	20%未満	
北海道	上砂川町																			1.3	課税所得	29	4	323				45%未満	40%未満	
北海道	由仁町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得	30	4	350				20%未満	15%未満	
北海道	長沼町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	総所得(諸控 除前)	24	4	332				20%未満	20%未満	
北海道	栗山町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得	30	4	330				30%未満	30%未満	
北海道	月形町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得	30	4	325				20%未満	20%未満	
北海道	浦臼町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	総所得(諸控 除前)	29	4	299				25%未満	25%未満	
北海道	新十津川町																			1.3	特別支援教育 就学奨励費の 必要額測定に 用いる保護基 準額	24	12	350				20%未満	20%未満	
北海道	妹背牛町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	総所得(諸控 除前)	30	4	296				15%未満	15%未満	
北海道	秩父別町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								15%未満	15%未満		
北海道	雨竜町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得	30	4	275				10%未満	10%未満	
北海道	北竜町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得	30	4	273				5%未満	5%未満	
北海道	沼田町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.25	課税所得	28	6	298				10%未満	10%未満	
北海道	鷹栖町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.2	総所得(諸控 除前)	24	4	270				20%未満	20%未満	
北海道	東神楽町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.265	その他	29	4	285			前年の年金収入以外の収入で算定。	20%未満	20%未満	
北海道	当麻町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	総所得(諸控 除前)	30	4	350				15%未満	20%未満	
北海道	比布町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	その他	30	4	300			給与収入(税引き前)	15%未満	15%未満	
北海道	愛別町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.2	課税所得	29	4	271				20%未満	15%未満	

I		II 平成30年度準要保護認定基準																	III 就学援助率																										
①都道府県	②市町村名	(1) 平成30年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに○）															(2) ソ、タ、チを選択した場合			(3) ツに○をし		(4) (2) (3)の補足		(5) テの内容		(1) 平成29年度	(2) 平成30年度																		
		ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村市民税の非課税	ウ. 市区町村市民税の減免	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険料の減免または徴収の猶予	カ. 児童扶養手当の支給	キ. 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク. P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ. 個人の事業税の減免	コ. 固定資産税の減免	サ. 学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自	シ. 経済的な理由による欠席日数が多い者	ス. 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ. 生活福祉資金による貸付	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変	チ. 特別支援教育費の必要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの	ツ. 市区町村市民税（所得割又は均等割）課税最低限度額の係数を掛けたもの	テ. その他（内容を(5)に記載してください。）	係数(倍率)	目金額(月額)万円	目金額(年間)万円	係数(倍率)	目金額(年間)万円																				
北海道	上川町																			1.3	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	24	12	336											10%未滿	10%未滿									
北海道	東川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																		生活保護基準に前年分の所得税額、地方税額及び社会保険料を加えた額（必要額）とし、前年分の収入額が必要額に満たない者を対象とする。	20%未滿	20%未滿						
北海道	美瑛町																			1.2	課税所得	29	4	345														10%未滿	10%未滿						
北海道	上富良野町																			1.2	その他	24	4	329													何らかの事情により当該年度の収入状況が前年度の収入と著しく異なり経済的に困窮していると認められる場合	15%未滿	15%未滿						
北海道	中富良野町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		1.3	課税所得	30	4	304															20%未滿	15%未滿					
北海道	南富良野町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		1.3	課税所得	23	6	325																25%未滿	20%未滿				
北海道	占冠村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		1.3	総所得(諸控除前)	30	3	316																10%未滿	10%未滿				
北海道	和寒町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		1.3	その他	29	4	230				申請世帯員の前年合計所得金額から社会保険料、生命保険料及び損害保険料を控除した額											15%未滿	15%未滿					
北海道	剣淵町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		1.3	課税所得	29	4	343						教育長が特別に認めた者									5%未滿	15%未滿					
北海道	下川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		1.3	その他	29	1	216				課税所得等の分類については、給与所得者は収入額、事業所得者は所得額で計算。												10%未滿	15%未滿				
北海道	美深町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																				10%未滿	15%未滿						
北海道	音威子府村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		1.3	総所得(諸控除前)	28	4	262																10%未滿	15%未滿				
北海道	中川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		1.3	課税所得	30	4	307																	10%未滿	10%未滿			
北海道	幌加内町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		1.3	課税所得	30	4	327																		15%未滿	15%未滿		
北海道	増毛町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		1.3	総所得(諸控除前)	30	4	226																		10%未滿	10%未滿		
北海道	小平町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		1.3	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	24	12	265																		15%未滿	15%未滿		
北海道	苫前町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		1.3	その他	30	4	276				給与収入(税引き前)														15%未滿	15%未滿		
北海道	羽幌町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		1	課税所得	24	4	224																	上記の認定基準に該当しない者で、保護者の失業等により生活が困窮し、民生委員の意見に基づき、教育長が特に援助が必要と認めた者	20%未滿	15%未滿		
北海道	初山別村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		1.3	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	24	12	296																		世帯更生貸付補助金による貸付	5%未滿	0%	
北海道	遠別町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																						民生児童委員による生活困窮状況の意見を参照。	15%未滿	10%未滿			
北海道	天塩町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		1.3	課税所得	30	4	317				生活保護基準額以内(ひとり親家庭世帯については、必要額の1.3倍としている)														15%未滿	15%未滿		
北海道	猿払村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		1.3	総所得(諸控除前)	24	4	320																			5%未滿	5%未滿	
北海道	浜頓別町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		1.3	課税所得	30	4	375																			20%未滿	10%未滿	
北海道	中頓別町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		1.3	課税所得	30	4	298																			15%未滿	20%未滿	
北海道	枝幸町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		1.3	課税所得	30	4	330																			15%未滿	15%未滿	
北海道	豊富町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		1.3	総所得(諸控除前)	28	3	280																				15%未滿	15%未滿
北海道	礼文町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		1	総所得(諸控除前)	29	4	203																				5%未滿	5%未滿
北海道	利尻町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		1.3	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	24	12	231																			10%未滿	10%未滿	

①都道府県	②市町村名	II 平成30年度準要保護認定基準																	III 就学援助率																				
		(1) 平成30年度当初における準要保護の認定基準 (該当するもの全てに○)																	(2) ソ、タ、チを選択した場合			(3) ツに○をし		(4) (2) (3)の補足	(5) テの内容	(1) 平成29年度	(2) 平成30年度												
		ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村民税の非課税	ウ. 市区町村民税の減免	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険料の減免または徴収の猶予	カ. 児童扶養手当の支給	キ. 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク. P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ. 個人の事業税の減免	コ. 固定資産税の減免	サ. 学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自	シ. 経済的な理由による欠席日数が多い者	ス. 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ. 生活福祉資金による貸付け	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変動すると自動的に要件が変	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているも	チ. 特別支援教育(所得割又は均等割)課税に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの	ツ. 市区町村民税(最低限度額に一定の係数を掛けたもの)	テ. その他(内容を(5)に記入してください。)	倍数(倍率)	基準根拠						目安額(年額)	係数(倍率)倍	目安額(年額)万円									
北海道	利尻富士町	○	○								○										1.4	総所得(諸控除前)	30	4	340										10%未満	15%未満			
北海道	幌延町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得	28	4	297										15%未満	15%未満		
北海道	美幌町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	その他	29	4	273	基準根拠：給与収入(税引き前)									20%未満	15%未満		
北海道	津別町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	その他	25	4	350	収入額	その他特別の事情により生活が困難している者							15%未満	15%未満			
北海道	斜里町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.46	総所得(諸控除前)	30	4	335										15%未満	10%未満		
北海道	清里町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○															10%未満	10%未満		
北海道	小清水町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○															15%未満	15%未満		
北海道	訓子府町																					1.4	総所得(諸控除前)	30	1	390											15%未満	15%未満	
北海道	置戸町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得	25	7	268											15%未満	15%未満	
北海道	佐呂間町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.5	課税所得	29	4	270											5%未満	5%未満	
北海道	遠軽町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.5	総所得(諸控除前)	30	4	360												20%未満	15%未満
北海道	湧別町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	その他	30	4	340	給与収入(税引き前)	・生活状態が悪く、民生委員の世帯票等により把握されているもの。 ・湧別町教育委員会が特に必要と認めた者。							10%未満	10%未満			
北海道	滝上町																					1.2	総所得(諸控除前)	30	4	410											20%未満	15%未満	
北海道	興部町																					1.3	その他	25	8	286	給与収入									20%未満	20%未満		
北海道	西興部村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○															前年度所得が平成25年度の生活保護費(年額)に1.2を乗じて得た額未満である世帯とする	30%未満	25%未満	
北海道	雄武町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	その他	29	12	314	給与収入(税引き前)										15%未満	15%未満	
北海道	大空町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.2	課税所得	30	4	243											15%未満	10%未満	
北海道	豊浦町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	総所得(諸控除前)	30	4	350												20%未満	25%未満
北海道	壮瞥町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.1	総所得(諸控除前)	29	4	295												30%未満	35%未満
北海道	白老町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得	29	12	323												30%未満	25%未満
北海道	厚真町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.5	課税所得	30	4	268												15%未満	20%未満
北海道	洞爺湖町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	その他	30	1	288	当該世帯の、「収入金額」から「生活保護法による基礎控除の限度額」を控除し、て得た額を「認定所得額」とし、当該「認定所得額」が、生活保護法による保護基準額を準用して定めた一定の額と比較し、その差が1.30倍以下の申請者を準用保護者として認定する。									20%未満	25%未満		
北海道	安平町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得	29	3	286											15%未満	15%未満	

①都道府県	②市町村名	II 平成30年度準要保護認定基準																	III 就学援助率																
		(1) 平成30年度当初における準要保護の認定基準 (該当するもの全てに○)																	(2) ソ、タ、チを選択した場合				(3) ツに○をし		(4) (2) (3)の補足	(5) テの内容	(1) 平成29年度	(2) 平成30年度							
		ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村住民税の非課税	ウ. 市区町村住民税の減免	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険料の減免または徴収の猶予	カ. 児童扶養手当の支給	キ. 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク. P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ. 個人の事業税の減免	コ. 固定資産税の減免	サ. 学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自	シ. 経済的な理由による欠席日数が多い者	ス. 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ. 生活福祉資金による貸付け	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているも	チ. 特別支援教育費の需要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの	ツ. 市区町村住民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	テ. その他(内容を(5)に記入してください。)	倍数(倍率)	基準根拠							目安額(年額)	係数(倍率)倍	目安額(年額)万円				
																			倍	課税所得等の分類	年	月	万円												
北海道	むかわ町	○																	1.3	課税所得	30	4	285												
北海道	日高町																							1.2	326							15%未滿	15%未滿		
北海道	平取町																			1.4	課税所得	29	12	324									20%未滿	20%未滿	
北海道	新冠町	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○							1.3	課税所得	24	4	263									20%未滿	20%未滿	
北海道	浦河町	○	○	○	○	○	○		○	○										1.3	その他	30	3	375			認定年度の前年の収入額を基準根拠としている。					25%未滿	20%未滿		
北海道	様似町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																			20%未滿	20%未滿		
北海道	えりも町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																			15%未滿	15%未滿		
北海道	新ひだか町																			1.3	その他	25	7	326			生活扶助基準見直し前の生活保護の基準を用い、基準額の1.3倍未滿を認定者としている。					20%未滿	20%未滿		
北海道	音更町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							1.5	総所得(諸控除前)	25	4	393									・保護者が失業・倒産等により著しく収入状態が悪化している方。 ・長期療養・火災・交通事故等不慮の災害により生活が困窮している方。	25%未滿	25%未滿
北海道	士幌町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							1.5	特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	24	12	250									25%未滿	15%未滿	
北海道	上士幌町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							1.3	課税所得	30	6	307									20%未滿	20%未滿	
北海道	鹿追町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							1.3	課税所得	30	6	301									15%未滿	15%未滿	
北海道	新得町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							1.3	特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	24	12	340									20%未滿	30%未滿	
北海道	清水町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							1.3	課税所得	24	4	339									15%未滿	15%未滿	
北海道	芽室町	○	○	○	○	○	○		○	○										1.3	その他	29	4	430			給与収入。事業所得の場合は、給与収入に換算した収入。					20%未滿	20%未滿		
北海道	中札内村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							1.3	課税所得	24	4	332									15%未滿	10%未滿	
北海道	更別村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							1.3	総所得(諸控除前)	30	4	378									10%未滿	10%未滿	
北海道	大樹町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							1.3	総所得(諸控除前)	25	3	320									15%未滿	15%未滿	
北海道	広尾町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							1.5	その他	23	6	269			給与収入(税引き前)					長期療養、火災、交通事故等不慮の事故にあった世帯及び失業、倒産などで著しく収入減となった世帯も対象。	20%未滿	20%未滿	
北海道	幕別町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							1.3	その他	24	12	348			世帯の総収入額					20%未滿	20%未滿		
北海道	池田町																			1.5	総所得(諸控除前)	25	7	366									25%未滿	25%未滿	
北海道	豊頃町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							1.3	課税所得	28	4	350								長期療養、火災、交通事故等の不慮の災害により経済的に困っているもの。 保護者の失業、勤務先の倒産または賃金不払い等の理由により経済的に困っているもの。	15%未滿	15%未滿	
北海道	本別町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							1.3	課税所得	30	6	320									15%未滿	15%未滿	
北海道	足寄町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							1.3	課税所得	24	4	334								不慮の災害により経済的に困窮していると認められる者	20%未滿	20%未滿	
北海道	陸別町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							1.3	課税所得	24	4	342									15%未滿	20%未滿	

①都道府県	②市町村名	II 平成30年度準要保護認定基準																	III 就学援助率													
		(1) 平成30年度当初における準要保護の認定基準 (該当するもの全てに○)																	(2) ソ、タ、チを選択した場合				(3) ツに○をし		(4) (2)(3)の補足	(5) テの内容	(1) 平成29年度	(2) 平成30年度				
		ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村住民税の非課税	ウ. 市区町村住民税の減免	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ. 児童扶養手当の支給	キ. 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク. P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ. 個人の事業税の減免	コ. 固定資産税の減免	サ. 学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自	シ. 経済的な理由による欠席日数が多い者	ス. 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ. 生活福祉資金による貸付け	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているも	チ. 特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの	ツ. 市区町村住民税(所得割又は均等割)課税最低限度額の係数を掛けたもの	テ. その他(内容を(5)に記入してください。)	倍数(倍率)	基準根拠							目安額(年額)	係数(倍率)倍	目安額(年額)万円	
		課税所得等の分類			年	月	万円																									
北海道	浦幌町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	その他	25	4					319			・基準根拠(課税所得等の分類)は、「総収入」
北海道	網走町	○	○	○																	1.2	総所得(諸控除前)	30	4	397			長期療養の必要な病気等により就労が困難又は突発的な事故、天災等により生活が困窮している者			30%未満	30%未満
北海道	厚岸町	○	○	○	○	○															1.2	総所得(諸控除前)	29	12	322						25%未満	30%未満
北海道	浜中町	○	○	○	○	○															1.3	課税所得	25	9	330						20%未満	20%未満
北海道	標茶町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得	30	7	279						20%未満	25%未満
北海道	弟子屈町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.2	課税所得	30	1	330						30%未満	30%未満
北海道	鶴居村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.2	特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	24	12	295						25%未満	25%未満
北海道	白糠町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.2	特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	24	12	296						25%未満	25%未満
北海道	別海町																				1.3	特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	24	12	246			生活保護基準が引き下げられる前の基準を用いて、世帯総収入で判断する。			10%未満	10%未満
北海道	中標津町																				1.3	総所得(諸控除前)	25	4	367						20%未満	20%未満
北海道	標津町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.5	総所得(諸控除前)	29	12	380						20%未満	20%未満
北海道	羅臼町	○																			1.5	課税所得	30	3	465			災害、その他特別な事由により要保護者に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認める者			15%未満	20%未満

		IV 平成30年度準要保護就学援助額																																						
		1. 小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）																																						
		(1) 費目毎の援助額																																						
①都道府県	②市町村名	学用品費																												(2) 補足事項										
		新入学児童生徒学用品費等									通学費									修学旅行費																				
		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他			
該当団体数	179	3	3	0	19	19	19	157	157	0	1	1	0	18	18	18	159	159	0	32	32	0	1	1	1	2	2	7	142	143	1	27	27	27	4	4	2	84		
北海道	札幌市							○	11,420										○	40,600								○	19,499										実費支給の費目は30年度予算に計上した単価による。	
北海道	函館市							○	11,420										○	40,600								○	28,467										支給平均額は平成29年度実績	
北海道	小樽市							○	11,420										○	40,600								○	23,947										学年毎に金額が異なる費目 通学費：1～5年生学校	
北海道	旭川市							○	15,220										○	38,370								○	20,930										・実費の支給平均額は平成30年度予算に計上した単価である。 ・通学用品費（第1学年含む）及び校外活動費（宿泊を伴わないものは学用品費等として支給している。	
北海道	室蘭市							○	11,420										○	40,600								○	21,671											
北海道	釧路市							○	11,420										○	40,600										○		66,000	19,576							「支給平均額」欄については平成29年度実績額による。
北海道	帯広市							○	15,180										○	40,600								○	22,300										・通学用品費、校外活動費(宿泊を伴わないもの)：学用品費に含めて支給。 ・1年：11,420円(学用品費) + 1,570円(校外活動費(宿泊を伴わないもの)) ÷ 12 ÷ 1,080円 × 12 = 12,960円 ・2～6年：11,420円(学用品費) + 2,230円(通学用品費) + 1,570円(校外活動費(宿泊を伴わないもの)) ÷ 12 ÷ 1,265円 × 12 = 15,180円 ・支給平均額については、通学費は平成29年度実績額の平均額、修学旅行費は予算単価による。	
北海道	北見市							○	11,420										○	40,600								○	20,323										支給平均額は、平成30年度予算に計上した単価	
北海道	夕張市							○	11,420										○	40,600								○			21,490	21,490							通学費ついて、一定の距離より通学している全ての児童生徒に対し、スクールバスを使用している	
北海道	岩見沢市							○	13,620										○	40,600								○	20,591										学用品費：1年生11,400円、その他学年13,620円	
北海道	網走市							○	11,420										○	40,600								○	20,130										通学費の支給実績無し	
北海道	留萌市							○	15,220										○	40,600								○	21,179										・学用品費 1年生：12,990円 他学年：15,220円 ・通学費については実績なし	
北海道	苫小牧市							○	11,420										○	40,600								○	21,000											通学費、修学旅行費は平成30年度予算に計上した単価。
北海道	稚内市							○	13,650										○	40,600								○	23,686											
北海道	美唄市							○	15,220										○	40,600								○			21,490	20,878							・学用品費について小学校1年生は12,990円、小学校2年生から6年生までは15,220円。 ・通学用品費、校外活動費（宿泊を伴わないもの）は学用品費に含める。	
北海道	芦別市							○	11,420										○	40,600								○	24,000										通学費：実績なし（片道通学距離が4km以上で公共交通機関を利用する児童がないため）	

		IV 平成30年度準要保護就学援助額																																								
		1. 小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）																																								
		(1) 費目毎の援助額																																								
①都道府県	②市町村名	学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費										修学旅行費										(2) 補足事項
		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他					
北海道	江別市						○	9,130							○	40,600			○	46,936										○	21,490	19,363							支給平均額は、前年度実績による。			
北海道	赤平市						○	11,420							○	40,600													○	28,000								支給平均額については、30年度予算に計上した単価				
北海道	紋別市						○	11,420							○	40,600			○	0									○	20,370								・通学費～実績なし ・修学旅行費～29年度実績				
北海道	士別市			○	13,650	13,418						○	40,600	40,600														○	○	22,576								・修学旅行費・・・平成29年度実績で算出 ・通学費・・・距離数×回数×25円を支給				
北海道	名寄市						○	11,420							○	40,600												○	22,929									修学旅行費：29年度実績額				
北海道	三笠市			○	11,420	11,420						○	40,600	40,600						○	34200							○	18,031													
北海道	根室市						○	13,650							○	40,600												○	20,000													
北海道	千歳市						○	11,420							○	40,600			○	0								○	20,000									通学費実績なし。				
北海道	滝川市			○	13,650	13,650						○	40,600	40,600					○	0								○	19,849									通学費、修学旅行費 H28年度実績				
北海道	砂川市						○	11,420							○	40,600			○	0								○	25,000									・通学費：費目としてはあるが支給実勢がない ・修学旅行費：30年度予算に計上した単価				
北海道	歌志内市						○	11,420							○	40,600												○	23,821													
北海道	深川市						○	12,285							○	36,540			○	0								○	19,400									・学用品費：2～6年生の支給額（全体の84.4%） ・修学旅行費：29年度実績 ・通学費は実績から支出の見込みがないため予算計上していないもの				
北海道	富良野市						○	15,200							○	40,600												○	20,000									学用品費：2～6年生の支給額 約84%				
北海道	登別市						○	11,420							○	40,600												○	21,712									・通学用品費は2～6年生のみ学用品費にまとめて支給。 1年生学用品費 11,420円 2～6年生学用品費等 13,650円（うち通学用品費2,230円） ・修学旅行費は平成29年度の実績額による。				
北海道	恵庭市						○	11,420							○	40,600												○	20,535									支給平均額は、全て平成30年度予算に計上した単価額。				
北海道	伊達市						○	11,420							○	40,600			○	0								○	22,307									・通学費は自宅から学校まで公共交通機関を利用した際に負担すべきこととなる定期代等の経費を実費支給 ・修学旅行費：交通費、宿泊料、見学科、均一に負担すべき経費を実費支給				
北海道	北広島市	○	11,420												○	40,600											○	24,125										・通学費は援助費目にしていない。 ・学用品費、修学旅行費については30年度予算に計上した単価で記載。				

		IV 平成30年度準要保護就学援助額																																				
		1. 小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）																																				
		(1) 費目毎の援助額																																				
①都道府県	②市町村名	学用品費								新入学児童生徒学用品費等								通学費								修学旅行費								(2) 補足事項				
		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額		支給平均額	一定額	一定の金額	その他
北海道	利尻富士町						○	13,270																													○	・学用品費 1年生→11,100円 2～6年生→13,270円 ・修学旅行費 へき地児童手当援助費補助金で措置
北海道	幌延町				○	11,420	11,420						○	40,600	40,600														○	24,380							支給平均額は平成29年度実績	
北海道	美幌町							○	11,420																				○	21,180							修学旅行費：30年度予算に計上した単価	
北海道	津別町				○	11,420	11,116						○	40,600	40,600														○	25,372							・一定額、上限額はH30単価、支給平均額はH29実績 ・通学費は、津別町遠距離通学児童生徒に対する通学費補助要綱に規定した金額または現物支給	
北海道	斜里町							○	13,650																			○	19,883								・通学用品費は学用品費の中に含まれている。 ・通学費は遠距離通学対策事業にて対象児童へ援助しているため、就学援助制度としての支給は行っていない。	
北海道	清里町	○	6,910								○	7,380																○	12,664								支給平均額は29年度実績	
北海道	小清水町							○	11,420																			○	21,490									
北海道	訓子府町							○	11,420																				○	19,903								
北海道	置戸町							○	11,420																				○	20,000								
北海道	佐呂間町				○	11,420	11,420						○	40,600	40,600														○	21,490								
北海道	遠軽町							○	11,420																				○	21,490								支給平均額は平成30年度予算単価
北海道	湧別町							○	11,420																				○	20,470								・通学費は湧別町通学費補助要綱により学校から2km以上の児童に対し全額補助しているため、対象費目としていない。 ・家庭学習費は学用品費に含めて支出している。
北海道	滝上町							○	11,420																				○	24,000								
北海道	興部町							○	11,420																				○	18,000								
北海道	西興部村				○	11,420	8,032						○	40,600	40,600																	○	21,490	11,060				
北海道	雄武町				○	11,420	7,352																								○	21,490	17,218					平均額は29年度の支給平均実績額
北海道	大空町				○	11,420	11,420						○	40,600	40,600														○	20,426								
北海道	豊浦町							○	11,420																				○	21,490								
北海道	仕舞町							○	11,420																				○	21,490								
北海道	白老町				○	11,420	11,420						○	40,600	40,600														○	23,133								修学旅行費：平成30年度予算計上単価
北海道	厚真町							○	11,420																				○	22,000								
北海道	洞爺湖町							○	11,420												○	0							○	30,000								通学費については、平成30年度の実績なし
北海道	安平町							○	11,420																				○	23,237								30年度予算に計上した額から支給平均額を算出。

①都道府県	②市町村名	IV 平成30年度準要保護就学援助額																												(2) 補足事項										
		1. 小学校の就学援助額の単価(一人当たり年間支給額)																																						
		(1) 費目毎の援助額																																						
		学用品費								新入学児童生徒学用品費等										通学費											修学旅行費									
実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他					
北海道	むかわ町						○	11,420									○	40,600									○	20,611												
北海道	日高町						○	11,420									○	40,600										○	14,000											
北海道	平取町						○	15,220									○	40,600	○	0							○	9,600										通学費について、支給実績なし		
北海道	新冠町						○	11,420									○	40,600									○	10,000												
北海道	浦河町						○	11,420									○	40,600									○	19,658												
北海道	様似町						○	13,650									○	40,600	○	56,990							○	17,000												
北海道	えりも町						○	15,220									○	40,600									○	24,000										学用品費 第1学年 12,990円 その他の学年 15,220円		
北海道	新ひだか町			○	11,420	11,420						○	40,600	40,600													○	17,189												
北海道	音更町						○	11,420									○	40,600	○	12209							○	21,955										通学費、修学旅行費の支給平均額はH29年度実績		
北海道	士幌町						○	11,420									○	40,600									○	24,285										修学旅行費については、保護者より委任状の提出を受け、小学校修学旅行費実費分(23,134円)を旅行会社へ直接支払いしている。		
北海道	上士幌町						○	15,200									○	40,600									○													
北海道	鹿追町						○	11,420									○	40,600									○	24,985												
北海道	新得町						○	11,420									○	40,600									○	23,000												
北海道	清水町						○	15,220									○	40,600									○	26,840											・学用品費～1年以外(76%) ※1年は12,990円/年 ・修学旅行費～H29実績による	
北海道	芽室町						○	11,420									○	40,600									○	23,500										通学用品費等 1年生1,570円、2～6年生3,800円		
北海道	中札内村						○	15,220									○	40,600									○	21,300												
北海道	更別村						○	11,420									○	40,600											○		21,490	21,490								
北海道	大樹町						○	11,420									○	40,600									○	24,500												
北海道	広尾町						○	11,420									○	40,600									○	26,700												
北海道	幕別町			○	13,650	13,284						○	40,600	40,600													○	20,639										修学旅行費はH29実績より		
北海道	池田町						○	11,420									○	40,600									○	30,000												
北海道	豊頃町						○	11,420									○	40,600									○	25,000												
北海道	本別町						○	11,420									○	40,600								○	21,190													
北海道	足寄町						○	13,650									○	40,600										○		21,490	21,490									
北海道	陸別町						○	11,420									○	40,600									○	24,650											「修学旅行費」：平成29年度実績	

①都道府県	②市町村名	2. 中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）																												(2) 補足事項							
		(1) 費目毎の援助額																																			
		学用品費						新入学児童生徒学用品費等						通学費						修学旅行費																	
実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他		
北海道	江別市						○	17,780								○	47,400		○	37,940										○	57,590	57,134					支給平均額は、前年度実績による。
北海道	赤平市						○	22,320								○	47,400											○	70,000							支給平均額については、30年度予算に計上した単価	
北海道	紋別市						○	22,320								○	47,400		○	0								○	63,536							・通学費～実績なし ・修学旅行費～29年度実績	
北海道	士別市			○	24,550	23,782						○	47,400	47,400													○	○	50,826							・修学旅行費・・・平成29年度実績で算出 ・通学費・・・距離数×回数×25円を支給	
北海道	名寄市						○	22,320								○	47,400										○	53,006									
北海道	三笠市			○	22,320	22,320						○	47,400	47,400					○	121,504							○	68,004									
北海道	根室市						○	24,550								○	47,400										○	60,000									
北海道	千歳市						○	22,320								○	47,400		○	0							○	68,000								通学費実績なし	
北海道	滝川市			○	24,550	24,550						○	47,400	47,400					○	0							○	80,839								通学費、修学旅行費 H28年度実績	
北海道	砂川市						○	22,320								○	47,400		○	0							○	70,000								・通学費：費目としてはあるが支給実績がない ・修学旅行費：30年度予算に計上した単価	
北海道	歌志内市						○	22,320								○	47,400												○	65,000							
北海道	深川市						○	22,095								○	42,660		○	0							○	68,700								・学用品費：2・3年生の支給額（全体の70.5%） ・修学旅行費：29年度実績 ・通学費は実績から支出の見込みがないため予算計上していないもの	
北海道	富良野市						○	46,790								○	47,400									○	56,000									学用品費：2～3年生の支給額 約77%	
北海道	登別市						○	22,320								○	47,400		○	187,200							○	60,915								・通学用品費は2～6年生のみ学用品費にまとめて支給。 1年生学用品費 22,320円 2～3年生学用品費等 24,550円（うち通学用品費2,230円） ・通学費、修学旅行費は平成29年度の実績額による。	
北海道	恵庭市						○	22,320								○	47,400									○	70,648									支給平均額は、全て平成30年度予算に計上した単価額。	
北海道	伊達市						○	22,320								○	47,400		○	84,960						○	64,392									・通学費は自宅から学校まで公共交通機関を利用した際に負担すべきこととなる定期代等の経費を実費支給 ・修学旅行費：交通費、宿泊料、見学科、均一に負担すべき経費を実費支給	
北海道	北広島市	○	22,320												○	47,400										○	73,000									・通学費は支給費目にしていない。 ・学用品費、修学旅行費については29年度予算に計上した単価で記載。	

①都道府県	②市町村名	2. 中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）																														(2) 補足事項							
		(1) 費目毎の援助額																																					
		学用品費					新入学児童生徒学用品費等					通学費					修学旅行費																						
実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他				
北海道	石狩市					○	22,320								○	47,400	○	0																			・通学費は、実績がない。 ・修学旅行費は平成29年度の実績である。		
北海道	北斗市					○	22,320								○	47,400											○	52000								・体育実技用具費：柔道7,510円、剣道51,940円、スキー等37,340円 ・医療費：29年度実施なし ・修学旅行費・郊外活動費(宿泊を伴わないもの)・生徒会費・PTA会費：30年度予算に計上した単価			
北海道	当別町					○	22,320								○	47,400											○	72000								体育実技用具費については、一定の金額を支給。体育でスキーを行う学校については、37,340円。スキーと柔道を行う学校については、44,850円。			
北海道	新篠津村					○	22,320								○	47,400			○	79410	0						○	0								・通学費：支給対象費目ではあるが、支給実績がない。 ・修学旅行費：支給対象費目ではあるが、今年度支給対象者なし。			
北海道	松前町					○	22,320								○	47,400	○	0									○	70000								・支給平均額については平成30年度予算計上単価 ・通学費については対象費目があるが、平成30年度において対象者がいないため0円で計上			
北海道	福島町					○	22,320								○	47,400											○	61500											
北海道	知内町					○	24,550																				○	60530											
北海道	木古内町					○	26,820								○	47,400											○			57290	57290								
北海道	七飯町					○	22,320								○	47,400											○	57115											
北海道	鹿部町					○	22,320								○	47,400											○	65000											
北海道	森町					○	22,320								○	47,400											○	54267.6											
北海道	八雲町					○	22,320								○	47,400											○	64000									修学旅行費はH30予算計上単価		
北海道	長万部町					○	22,320								○	47,400											○			57590	57590								
北海道	江差町			○	22,320	22,320							○	47,400	47,400												○			57590	57590								
北海道	上ノ国町					○	22,320								○	47,400											○			57590	57290								
北海道	厚沢部町					○	24,550								○	47,400										○	73500												
北海道	乙部町					○	26,820								○	47,400										○	67500												
北海道	奥尻町			○	22,320	22,320							○	47,400	47,400																								
北海道	今金町					○	22,320								○	47,400										○			57590	57590									
北海道	せたな町					○	22,320								○	47,400										○			57590	57590									
北海道	島牧村					○	24,590								○	47,400									○	70000													
北海道	寿都町					○	26,820								○	47,400														○			62000						
北海道	黒松内町					○	22,320								○	47,400									○	72000													
北海道	蘭越町					○	22,320								○	47,400									○	61990													
北海道	ニセコ町					○	22,320								○	47,400														○				56670					
北海道	真狩村					○	22,320								○	47,400																				○	修学旅行費は単費補助金から差引した額を支給する。		

①都道府県	②市町村名	2. 中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）																												(2) 補足事項								
		(1) 費目毎の援助額																																				
		学用品費						新入学児童生徒学用品費等						通学費						修学旅行費																		
実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他			
北海道	利尻富士町						○	23,870																												○	・学用品費 1年生→21,700円 2～6年生→23,870円 ・修学旅行費 へき地児童手当援助費補助金で措置	
北海道	幌延町				○	22,320	22,320						○	47,400	47,400													○	64833								支給平均額は平成29年度実績	
北海道	美幌町																											○	59000								修学旅行費：30年度予算に計上した単価	
北海道	津別町				○	22,320	21,390						○	47,400	47,400													○	○	56754							・一定額、上限額はH30単価、支給平均額はH29実績 ・通学費は、津別町遠距離通学児童生徒に対する通学費補助要綱に規定した金額または現物支給	
北海道	斜里町																											○	○	60300							・通学用品費は学用品費の中含まれている。 ・通学費は遠距離通学対策事業にて対象児童へ援助しているため、就学援助制度としての支給は行っていない。	
北海道	清里町	○	14,410																									○	62631									
北海道	小清水町																												○	57590								
北海道	訓子府町																												○	60000								
北海道	置戸町																												○	60000								
北海道	佐呂間町				○	22,320	22,320						○	47,400	47,400														○	52196								
北海道	遠軽町																												○	57590								
北海道	湧別町																													○	○	57424						・通学費は湧別町通学費補助要綱により学校から2km以上の生徒に対し金額補助しているため、対象費目としていない。 ・家庭学習費は学用品費に含めて支出している。
北海道	滝上町																												○	58000								
北海道	興部町																												○	65000								
北海道	西興部村				○	22,320	8,147						○	47,400	47,400															○	57590	57590						
北海道	雄武町				○	22,320	14,119																							○	57590	55687						平均額は29年度の支給平均実績額
北海道	大空町				○	22,320	22,320						○	47,400	47,400															○	59521							
北海道	豊浦町																												○	69400								
北海道	仕舞町																												○	57590								
北海道	白老町				○	22,320	22,320						○	47,400	47,400															○	68000							修学旅行費：平成30年度予算計上単価
北海道	厚真町																												○	70000								
北海道	洞爺湖町																													○	65000							通学費について、平成30年度の実績なし
北海道	安平町																												○	64002								30年度予算に計上した額から支給平均額を算出。

